

令和5年第4回広尾町議会定例会 第3号

令和5年12月8日（金曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 諸般の報告
- 3 行政報告
- 4 議案第111号 令和5年度広尾町一般会計補正予算（第8号）について
- 5 議案第112号 令和5年度広尾町港湾管理特別会計補正予算（第3号）について
- 6 議案第113号 令和5年度広尾町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第4号）について
- 7 議案第114号 令和5年度広尾町介護保険特別会計補正予算（第4号）について
- 8 議案第115号 令和5年度広尾町介護サービス事業特別会計補正予算（第5号）について
- 9 議案第116号 令和5年度広尾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
- 10 議案第117号 令和5年度広尾町水道事業会計補正予算（第5号）について
- 11 議案第118号 令和5年度広尾町下水道事業会計補正予算（第4号）について
- 12 議案第119号 令和5年度広尾町一般会計補正予算（第9号）について
- 13 発議第11号 全国一律最低賃金制度の実施と最低賃金の引上げを求める意見書について
- 14 発議第12号 現行の健康保険証の延期等存続を求める意見書について
- 15 発委第5号 閉会中の委員会継続調査について

○出席議員（12名）

1番 松田 健司	2番 浜野 隆
3番 萬亀山 ちず子	4番 前崎 茂
5番 北藤 利通	6番 志村 國昭
7番 星加 廣保	9番 渡辺 富久馬
10番 小田 雅二	11番 旗手 恵子
12番 山谷 照夫	13番 堀田 成郎

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町	長	村 瀬	優
副	町	長	田 中 靖 章
会 計 管 理 者		沖 田 一 美	

兼 出 納 室 長	沖 田 一 美
総 務 課 長	山 崎 勝 彦
総 務 課 長 補 佐	柏 崎 弥 香
併 総 務 課 参 事	西 内 幸 努
併 総 務 課 主 幹	木 幡 正 雄
併 総 務 課 主 幹	木 村 正 樹
併 総 務 課 主 幹	坂 田 邦 昭
企 画 課 長	山 岸 直 宏
企 画 課 長 補 佐	鎌 田 直 慎
住 民 課 長	楠 本 直 美
住 民 課 長 補 佐	村 中 晃 央
兼 住 民 課 長 補 佐	三 浦 直 子
保 健 福 祉 課 長	宝 泉 一 大
保 健 福 祉 課 参 事	保 坂 一 也
兼 老 人 福 祉 セ ン タ ー 所 長	宝 泉 一 大
地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー 長	村 上 洋 子
兼 健 康 管 理 セ ン タ ー 長	保 坂 一 也
健 康 管 理 セ ン タ ー 次 長	三 浦 直 子
保 健 福 祉 課 子 育 て 支 援 室 長	浜 頭 力
兼 子 育 て 世 代 包 括 支 援 セ ン タ ー 長	浜 頭 力
認 定 こ ど も 園 ひ ろ お 保 育 園 長	佐 々 木 み ゆ き
認 定 こ ど も 園 ひ ろ お 保 育 園 副 園 長	舩 田 光 恵
兼 豊 似 保 育 所 長	舩 田 光 恵
特 別 養 護 老 人 ホ ー ム 所 長	金 石 輝 義
兼 養 護 老 人 ホ ー ム 所 長	金 石 輝 義
農 林 課 長	及 川 隆 之
兼 町 営 牧 場 長	及 川 隆 之
水 産 商 工 観 光 課 長	室 谷 直 宏
水 産 商 工 観 光 課 長 補 佐	山 田 雅 樹
建 設 水 道 課 長	寺 井 真 樹
建 設 水 道 課 長 補 佐	三 上 昌 樹
建 設 水 道 課 長 補 佐	川 崎 幸 一
兼 下 水 終 末 処 理 セ ン タ ー 長	寺 井 真 弘
港 湾 課 長	安 岡 伸 弘
港 湾 課 長 補 佐	須 田 圭 一

〈教育委員会〉

教 育 長	菅 原 康 博
管 理 課 長	山 畑 裕 貴
管 理 課 長 補 佐	三 浦 弘 樹
学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長	山 岸 達 也
社 会 教 育 課 長	渡 辺 將 人
兼 図 書 館 長	渡 辺 將 人
兼 海 洋 博 物 館 長	渡 辺 將 人

〈選挙管理委員会〉

委 員 長	辻 田 廣 行
併 書 記 長	山 崎 勝 彦

〈監査委員〉

代 表 監 査 委 員	大 林 忠
併 書 記 長	白 石 晃 基

〈公平委員会〉

委 員 長	鈴 木 孝 俊
併 書 記 長	山 崎 勝 彦

〈農業委員会〉

会 長	大 森 康 雄
事 務 局 長	大 森 谷 亨

○出席事務局職員

事 務 局 長	白 石 晃 基
事 務 局 次 長	佐 藤 直 美
総 務 係 主 事 補	佐 々 木 琴 葉

◎開議の宣告

- 1、議長（堀田） これより本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 1、議長（堀田） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、2番、浜野隆議員、7番、星加廣保議員を指名します。

◎日程第2 諸般の報告

- 1、議長（堀田） 日程第2、諸般の報告を行います。
12月5日に議会運営委員会が開催され、報告書はお手元に配付しておりますので、委員会報告は省略します。
また、町長から議案1件を受理しております。
以上で、諸般の報告を終わります。

◎日程第3 行政報告

- 1、議長（堀田） 日程第3、行政報告を行います。
町長から行政報告の申出がありますので、発言を許します。
村瀬町長、登壇願います。
- 1、町長（村瀬） それでは、行政報告を申し上げます。
初めに、1点目の第6次広尾町まちづくり推進総合計画、令和4年度施策評価についてであります。
令和3年度からスタートしました第6次広尾町まちづくり推進総合計画の推進に当たっては、PDCAサイクルにより成果目標の達成状況や施策事業の進捗状況の確認を毎年行い、計画の見直しや事業の改善につなげることをとしています。
行政報告資料の1ページをご覧ください。
評価は、38の施策、8つの重点プロジェクトごとに担当課による1次評価、主管者による2次評価、まちづくり推進計画委員会による外部評価の3段階で実施し、評価結果は2ページの右下の表に記載のとおりであります。
「おおむね成果が得られた」B評価が18施策、「施策の達成に向けて事業を進めている」C評価が27施策、「達成が遅れている」D評価が1施策という結果になりました。令和3年度の評価と比較してB評価の割合が増加しており、各種取組の進捗状況が反映されたところでもあります。
この評価結果を次年度以降の施策推進に反映させ、10年後の町の目指す姿の実現に向けた取組に

つなげてまいります。

続きまして、2点目の広尾町過疎地域持続的発展市町村計画、令和4年度達成状況評価についてであります。

令和3年9月に策定した広尾町過疎地域持続的発展市町村計画の達成状況に係る評価については、広尾町まちづくり推進計画委員会において毎年行うこととしており、令和4年度の達成状況評価を実施しましたので、結果について報告いたします。

行政報告資料の3ページをご覧くださいと思います。

上段になります。過疎計画全般に係る基本目標として、令和7年度を目標年度に全体人口と人口の社会減の2項目を掲げており、令和4年度の状況は記載のとおりであります。

また、過疎計画に規定する12の分野ごとに担当課による1次評価、主管者による2次評価、まちづくり推進計画委員会による外部評価の3段階で実施しており、「おおむね成果が得られた」B評価が5施策、「施策の達成に向けた事業を進めている」C評価が7施策という結果になったところであります。

この評価結果を次年度以降の施策推進に反映させ、地域の持続的発展に向けた取組につなげてまいります。

続きまして、3点目の第2期広尾町総合戦略、令和4年度取組効果検証についてであります。

行政報告資料の4ページであります。

本年11月に第14回広尾町まち・ひと・しごと創生総合戦略策定推進委員会を開催し、第2期広尾町総合戦略の令和4年度終了時点における取組効果の検証を行いました。

事業効果の検証につきましては、4つの政策区分ごとに役場内部で組織する地方創生推進本部による自己評価と、まち・ひと・しごと創生総合戦略策定推進委員会による外部評価を実施し、評価結果は記載のとおりであります。

「おおむね成果が得られた」B評価が1分野、「事業開始前より取組が前進・改善した」C評価が3分野という結果になったところであります。

評価結果を次年度以降の施策推進に反映させ、地方創生と人口減少対策に向けた取組につなげてまいります。

次に、4点目のデジタル田園都市国家構想の実現に向けた第3期広尾町総合戦略の策定についてであります。

急速に進行する人口減少・高齢化に対し、国は、法に基づいた「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、各地域がそれぞれの特徴を生かし、自律的で持続的な社会を創生する地方創生の取組が始まりました。

本町においても、平成27年度に「広尾町総合戦略」、令和2年度に「第2期広尾町総合戦略」を策定し、人口減少に伴う様々な課題解決に向けた各種施策・事業を実施してきたところでありますが、人口減少に歯止めがかからない状況が続いております。

コロナ禍を経て社会の情勢が大きく変化している中、国は、デジタルの力を活用して地方創生を加速化・深化し、「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指す「デジタル田園都市国

家構想総合戦略」を令和4年12月に閣議決定しました。

本町におきましても、これまでの総合戦略の取組や効果を検証し、デジタル技術を活用して、さらに地方創生を推進していくため、「デジタル田園都市国家構想の実現に向けた第3期広尾町総合戦略」の策定作業を進めてまいりました。新戦略を策定するに当たり、本町の社会課題解決のためのデジタル技術活用を検討する機会として、NTT東日本の協力の下、職員向けの「自治体DX勉強会」を開催したほか、新たに若手職員を主体とした「デジタル施策検討部会」を立ち上げ、総合戦略に登載するデジタル施策の検討を行いました。広尾町地方創生推進本部で策定案を承認した後、10月6日開催の議員協議会でご説明させていただき、同日開催された広尾町まち・ひと・しごと総合戦略策定推進委員会におきまして、策定案の諮問を行いました。その後、まちづくり意見公募を経て10月20日に同委員会から総合戦略（案）の内容については妥当なものと認めるとの答申を受けたことから、11月30日付で策定に至ったものであります。

総合戦略は別冊資料として本日お手元に配付しておりますので、内容の詳細につきましては後ほどご確認いただければと思います。総合戦略の地域ビジョンに掲げた「海・山・川が織りなす、希望が灯るサンタランド・ひろお」の実現、そして人口減少を緩和し、活力ある広尾町としていくため、デジタル技術を活用しながら総合戦略に掲げた各施策を実行してまいります。

続きまして、5点目の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金に係る交付限度額についてであります。

初めに、(1)の低所得者世帯支援枠分に係る広尾町の交付限度額であります。物価高騰の負担感が大きい低所得世帯の方々への重点的な支援を図るものでありまして、今回の配分額は5,765万2,000円となっております。本定例会に補正予算として提案させていただき給付金事業により、住民税非課税世帯に対し1世帯当たり7万円を交付するものであります。

続きまして、(2)の推奨事業メニュー分に係る広尾町の交付限度額であります。この事業は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し支援を行う事業でありまして、今回の配分額は3,147万2,000円となっております。こちらの事業につきましては、対象メニューを検討中であり、決定次第、補正予算を計上するものであります。

(3)の広尾町の交付限度額の合計は、2つのメニューで8,912万4,000円となり、これらの事業により、広尾町の実態に応じ、きめ細かな取組を進めていくものであります。

以上、行政報告とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

1、議長（堀田） 以上で、行政報告を終わります。

◎日程第4 議案第111号～日程第11 議案第118号

1、議長（堀田） 日程第4、議案第111号 令和5年度広尾町一般会計補正予算（第8号）についてから日程第11、議案第118号 令和5年度広尾町下水道事業会計補正予算（第4号）についてまでの8件を一括議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 議案第111号から議案第118号まで、一括して提案説明を申し上げます。

補正の主な理由であります。会計年度任用職員人件費の補正、燃料費及び光熱水費の追加並びに事業の確定見込みによる整理であります。

初めに、議案第111号についてであります。

本案は、令和5年度広尾町一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによるものであります。

第1条は、歳入歳出の総額からそれぞれ4,221万5,000円を減額し、歳入歳出の総額を77億554万3,000円とするものであります。

第2項につきましては、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものであります。

第2条は、債務負担行為の補正でありまして、債務負担行為の追加を第2表でお示しするものであります。

第3条は、地方債の補正でありまして、地方債の変更を第3表でお示しするものであります。

22ページの第2表であります。

債務負担行為補正の追加であります。

農業経営緊急支援資金利子補給の追加であります。総額が308万6,000円であります。

第3表の地方債補正の変更であります。

緊急自然災害防止対策事業債及び過疎対策事業債について、事業の確定見込みによる減額であります。

町債の合計から5,760万円を減額し、3億6,528万6,000円とするものであります。

詳細につきましては、総務課長より補足説明をいたさせます。

続きまして、議案第112号であります。

本案は、令和5年度広尾町港湾管理特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによるものであります。

第1条は、補正後の歳出予算の金額は、「第1表 歳出予算補正」によるものであります。

次のページの第1表であります。

1款1項港湾管理費は、船舶給水機の修繕料の追加及び一般会計繰出金を減額するものであります。

2款1項上屋管理費は、旅客上屋の光熱水費の整理であります。

続きまして、議案第113号についてであります。

本案は、令和5年度広尾町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによるものであります。

第1条は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ113万4,000円を減額し、歳入歳出の総額を9億4,987万5,000円とするものであります。

第2項については、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるとするものであります。

次のページの第1表であります。

補正の歳入であります。

2款2項道補助金は、国保病院の医療機器購入事業の確定による減額であります。

4款1項繰入金は、全体予算の調整のため、一般会計及び基金から繰入れを行うものであります。次に、補正の歳出であります。

1款1項総務管理費は、国保病院の医療機器購入事業の確定による補助金の減額であります。

6款1項健康管理センター費は、電気温水器の修繕料の追加であります。

8款1項償還金及び還付金は、令和4年度の療養給付費交付金の確定による返還金の追加であります。

続きまして、議案第114号についてであります。

本案は、令和5年度広尾町介護保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによるものであるとします。

第1条は、歳入歳出の総額にそれぞれ150万1,000円を追加し、歳入歳出の総額を7億5,319万7,000円とするものであります。

第2項につきましては、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものであるとします。

次のページの第1表であります。

補正の歳入であります。

3款2項国庫補助金は、交付決定による減額であります。

7款1項繰入金は、一般会計繰入金の整理であります。

次、補正の歳出であります。

1款1項総務管理費は、法改正に伴うシステム改修委託料の追加であります。

4款2項包括的支援事業・任意事業費は、会計年度任用職員人件費の追加であります。

5款1項償還金及び還付加算金は、令和4年度地域支援事業の確定による道補助金の返還金であります。

続きまして、議案第115号についてであります。

本案は、令和5年度広尾町介護サービス事業特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによるものであるとします。

第1条は、歳入歳出の総額にそれぞれ88万4,000円を追加し、歳入歳出の総額を3億2,918万8,000円とするものであります。

第2項については、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものであるとします。

第2条は、地方債の補正でありまして、地方債の変更を第2表でお示しをするものであります。

次のページの第1表をお願いいたします。

1 款介護サービス収入は、入所者数の減による減額であります。

2 款繰入金は、一般会計繰入金の整理であります。

5 款町債は、特別養護老人ホーム改築事業費の追加に伴うものであります。

次、補正の歳出であります。

1 款 1 項施設介護サービス事業費は、入所者用おむつの購入費の追加、特別養護老人ホーム改築事業に係る測量委託料等の追加及び会計年度任用職員人件費の追加であります。同款 2 項短期介護サービス事業費は、事業費の確定見込みによる減額及び会計年度任用職員人件費の追加であります。

次のページの第 2 表であります。

地方債補正の変更であります。

介護サービス事業債及び過疎対策事業債につきまして、改築事業費の追加による追加であります。

町債の合計に 40 万円を追加し、7,770 万円とするものであります。

続きまして、議案第 116 号についてであります。

本案は、令和 5 年度広尾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによるものであります。

第 1 条は、歳入歳出の総額からそれぞれ 43 万 6,000 円を減額し、歳入歳出の総額を 1 億 3,046 万 4,000 円とするものであります。

第 2 項につきましては、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」によるものであります。

次のページの補正の歳入であります。

一般会計繰入金の整理であります。

次に、補正の歳出であります。

納付金の確定見込みによる減額であります。

続きまして、議案第 117 号についてであります。

第 1 条は、令和 5 年度広尾町水道事業会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによるものであります。

第 2 条は、収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでありまして、収入で第 1 款第 1 項営業収益に 55 万 5,000 円を追加し、第 2 項営業外収益から 39 万 9,000 円を減額し、第 2 款第 1 項営業収益に 1 万 6,000 円を追加し、第 2 項営業外収益に 466 万円を追加するものであります。

次に、支出であります。

第 1 款第 1 項営業費用から 58 万 7,000 円を減額し、第 2 款第 1 項営業費用に 644 万 3,000 円を追加するものであります。

補正の内容であります。

営業収益は、水道使用料の追加であります。

営業外収益は、一般会計から負担金の減額及び消費税還付金の追加であります。

営業費用は、確定による事業費の減額及び水源地の機能回復委託料等の追加であります。

第 3 条は、他会計からの補助金でありまして、「63,581 千円」に改めるものであります。

次に、議案第118号についてであります。

第1条は、令和5年度広尾町下水道事業会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによるものである。

第2条は、収益的支出の予定額を次のとおり補正するものでありまして、第1款第1項営業費用から252万2,000円を減額するものであります。

補正の内容であります。

終末処理場の外壁修繕料の追加や排水路のり面補修工事の確定によるものであります。

以上で、議案第111号から議案第118号までの補正予算についての提案理由の説明とさせていただきます。議決方よろしくお願い申し上げます。

1、議長（堀田） 次に、補足説明をさせます。

山崎総務課長。

1、総務課長（山崎） それでは、一般会計補正予算（第8号）につきまして、事項別明細書によりご説明いたします。

このたびの補正予算につきましては、条例改正によります会計年度任用職員人件費の追加、また、事業費の確定見込みによります歳入歳出の整理を全款にわたり行っております。これら以外の主な補正内容を中心にご説明いたします。

それでは、歳出からご説明いたします。

事項別明細書の6ページをお願いいたします。

初めに、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費であります。条例改正に伴います会計年度任用職員人件費の追加整理のほか、11節役務費につきましてはクリーニング代の追加であります。下、2目庁舎管理費、10節需用費であります。燃料費及び電気料の価格高騰に伴います追加、また、14節工事請負費は、事業の完了による整理であります。3目財務管理費、24節積立金は、まちづくり整備資金への寄附をいただいた関係によりまして、まちづくり基金積立金を追加するものでございます。

下、7ページ、5目財産管理費、14節工事請負費は、音調津倒壊物置解体撤去工事の追加であります。

恐れ入りますが、お手元の議案資料の12ページをお開き願いたいと思います。議案資料の12ページに位置図を掲載してございますので、併せてご確認をお願いいたします。

音調津地区の町有地内にある物置でありまして、降雪による倒壊の危険性があることが分かりましたので、解体したいとするところでございます。

次、7目の企画費であります。説明欄の02移住促進事業費でございます。北海道移住ドラフト会議へ参加するための費用の追加でございます。その下、03難視聴対策事業費は、雷により故障した紋別地区テレビ共聴設備電源ユニット取替工事の追加、04生活交通路線確保対策事業は、十勝バス広尾線分の生活交通路線維持費補助金の追加でございます。8目ふれあい活動費、17節備品購入費

であります。集会施設で使用いたしますストーブの故障による更新でございます。

次に、飛びまして9ページをご覧ください。

3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費でございます。12節委託料につきましては、氏名の振り仮名表記につきまして法で規定されたことに伴います住民基本台帳システムの改修委託料の追加、17節備品購入費は、パスポートのオンライン申請用機器を整備する費用の追加であります。

同じページ、下段、3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費は、燃料価格の高騰に伴います福祉灯油の追加、また、国保会計への繰出金の追加であります。

次のページ、10ページをお願いいたします。

2目社会福祉施設費、10節需用費は、修繕料であります。老人福祉センターで使用する除雪車のタイヤチェーンの修繕、また、デイサービスセンターのトイレのフラッシュバルブの修繕料の追加でございます。

下段、4目障害者母子福祉費、12節委託料は、児童発達支援の福祉型サービスと医療型サービスが一元化されることに伴いますシステム改修委託料を追加するものでございます。

次のページをお願いいたします。

6目老人福祉費につきましては、特別会計への繰出金の追加、8目後期高齢者医療費は、健診受診者の増に伴います委託料の追加、また、後期高齢者医療広域連合への療養給付費負担金の減額整理、特別会計繰出金の整理でございます。9目養育医療対策費は、確定通知によりまして国庫負担金返還金を追加するものでございます。2項児童福祉費、2目保育所費であります。

次のページ、12ページをお願いいたします。

17節の備品購入費であります。修理不能となりました調理用備品の更新でございます。

飛びまして、14ページをお開き願います。

3款2項5目子育て支援費でございます。過年度分の出産・子育て応援交付金返還金を追加するものでございます。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、18節の負担金補助及び交付金の追加でございます。南十勝複合事務組合負担金及び水道基本料金減免事業の事業費の確定による整理を行ってございます。2目環境衛生費は、車両用燃料費の追加でございます。3目予防費、17節備品購入費は、保健活動に使用いたします電子血圧計の更新費用であります。

次のページ、22節償還金利子及び割引料は、実績額等の確定によります国及び道への返還金を追加したものでございます。6目国民健康保険病院費は、国保病院での資産購入事業費の確定によるものでございます。

次のページ、16ページをお願いいたします。

5款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費、10節需用費は、地域おこし協力隊員の農場派遣事業に要する燃料費の追加でございます。18節負担金補助及び交付金の追加であります。

恐れ入ります、議案資料の13ページをご覧くださいと思います。

資料のほうで事業内容をご説明いたします。

農業経営緊急支援資金利子補給補助金であります、目的であります。農業生産資材等の価格高騰を受けまして、農業者の支援のために農協が実施する資金の貸付事業に併せ実施されます利子補給事業に対し、町としても支援として補助事業を行うものでございます。

補助の対象となる方は、2番目に記載されている項目全てに該当する方であります。

資料の14ページをお願いいたします。

内容等であります。

農協が行います利子補給事業、利子の1%に対しまして町が2分の1であります0.5%を農協に対し補助するものでございます。

借入れを予定しております農業者数は7件でありまして、総額で1億1,270万円、また、貸付けの期間につきましては最長で10年と見込んでおります。

資料の15ページであります。

各年度ごとの年間の平均残高に対しまして補助を行うこととし、令和6年度から15年度までにつきましては、債務負担行為として追加設定をしたものでございます。

事項別明細書にお戻りいただきまして、事項別明細書16ページ、同じく18節、緊急捕獲活動支援事業交付金（エゾシカ）252万円の追加でございます。エゾシカ対策といたしまして、鳥獣被害防止対策協議会が実施いたします緊急捕獲活動支援事業に対する補助であります。次に、7目農村環境改善センター費、10節需用費につきましては、電気料を追加するものでございます。同款2項林業費、1目林業総務費、7節報償費は、エゾシカの捕獲頭数の増に対する奨励金の追加でございます。2目林業振興費、10節需用費は、車両燃料費の追加であります。

下の17ページ、3目森林環境振興費は、申請件数等の金額の増加によりますサンタの森の環境振興事業補助金の追加であります。財源といたしましては、森林環境振興基金繰入金を充当し実施するものでございます。3項水産業費、2目水産業振興費、18節負担金補助及び交付金の追加であります。説明欄の北海道水産多面的機能発揮対策協議会負担金の追加でございますが、議案資料の16ページをお願いいたします。

2の補正予算という欄でございます。補正予算の表の太枠の部分、環境・生活系保全緊急対策事業費として、ウニ対策と赤潮被災海域調査の実施分でございます。事業費がこの2件を合わせまして1,732万3,800円、本町の負担分が率で15%となりまして、負担金額は259万8,570円であります。うち町負担分の80%が特別交付税の対象となるものでございます。

事項別明細書の17ページにお戻りください。

同じく18節、秋さけ定置漁業緊急支援対策事業補助金であります。秋サケ漁獲量の不振に対しまして、漁業者支援としまして補助金を交付するものでございます。3目水産業施設費、12節委託料は、水産加工排水処理センターの指定管理委託料であります。人件費部分の追加でございます。

次のページをお願いいたします。

18ページ、6款1項商工費、1目商工振興費、18節負担金補助及び交付金でございます。中小企業融資保証料交付金の追加であります。融資額の増加が見込まれることから追加をするものでございます。2目観光費、10節需用費は、観光パンフレットの増刷に伴います印刷製本費の追加、18節

は、企業版ふるさと納税への寄附を受け、映画「北の流水」(仮) 製作委員会への負担金の追加をするものでございます。3目サンタランド費、10節需用費は、修繕料の追加で、大丸山森林公園駐車場入り口の街路灯を修繕するものでございます。11節役務費は、し尿くみ取料を追加するものでございます。

19ページ、6目ふるさと納税推進費、12節委託料の追加は、ふるさと納税システムの改修委託料でございます。

7款土木費、2項道路橋りょう費、1目道路橋りょう維持費は、事業費の確定により全般的に減額整理を行ってございます。

次のページ、20ページをお願いいたします。

2目道路新設改良費、10節需用費は、燃料価格の高騰によります車両用燃料費の追加であります。3項1目港湾総務費、13節委託料及び賃借料は、資料作成のためのカラー複合機使用料の追加、2目港湾管理費、14節工事請負費は、十勝港内の維持補修工事費の増に伴います追加でございます。

下、21ページの下段の8款1項消防費、3目消防施設費、16節公有財産購入費の追加であります。恐れ入ります、資料の17ページをお願いいたします。

17ページに位置図を掲載してございます。

また、18ページに位置の拡大図を掲載してございます。こちらの拡大図に基づきまして、説明を申し上げます。

防火水槽の廃止に伴い土地を購入したいとするものでございまして、位置図の太枠の部分が今回購入を計画している土地であります。所有につきましては、国(旧大蔵省)でございます。太線にかかっております長方形の図形、こちらにつきましては埋設設置しております防火水槽でありまして、周りの土地は町有地でございます。国有地の使用に当たりましては、国から使用許可を得て貸付けを受けておりましたが、防火水槽の廃止に当たり、原状復旧の上、返還する必要がございます。防火水槽の撤去に当たり施工方法等を検討したところ、両側に住宅等があることから、施工が大変難しい工事になってしまうということであり、解体撤去ではなく埋め戻す工法が安全かつ安価な工法であるとの判断に至りまして、原状復旧が困難となるため用地を買収したいとするものでございます。

事項別明細書の22ページをお願いいたします。

9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費は、教育補助員等の欠員分を整理したものでございます。3目教育振興費は、教育振興資金寄附金を基金へ積み立てるものでございます。4目財産管理費、10節需用費は、車両用燃料費の追加、11節役務費は、4月に車検を迎えます車両の自賠責保険料を追加するものでございます。

23ページ、2項小学校費、1目学校管理費、10節需用費は、電気料の高騰に伴います追加、11節役務費は、電話料の追加でございます。3項中学校費、1目学校管理費、こちらの説明欄、01中学校費学校管理費の10節需用費でございますが、修繕料でございます。消防設備点検の結果、消防設備の修繕が必要になったものであります。

次のページをお願いします。

24ページ、2目教育振興費、13節、委託料及び賃借料、バス借り上げ料の減額整理であります。学校授業で使用する予定のバスが事業者で手配することができなかつたため、町所有のバスで運行したため不用となったものでございます。4項社会教育費、1目社会教育総務費、10節需用費は、使用実績の増に伴います光熱水費の追加、12節の役務費であります。説明欄、鉄道記念公園前除草剤散布業務委託料の減につきましては、通常の草刈り業務の範疇で対応できたために不用となり、整理したものでございます。

25ページをお願いいたします。

3目図書館・児童福祉会館費、14節工事請負費、こちらも説明欄の児童福祉会館機械警備センサー移設工事は、改修工事に伴い移設が必要になったものでございます。

次のページ、26ページをお願いいたします。

5項保健体育費、2目体育施設費、10節需用費は、光熱水費の追加であります。17節備品購入費は、教育振興資金寄附金、また、寄附金を積み立てたものを充当し、体育施設の音響施設を更新するものでございます。

27ページ、6項1目学校給食費、10節需用費は、調理用備品の修繕料の追加でございます。

11款1項公債費につきましては、財源内訳の補正でございます。

12款予備費につきましては、予算の全体調整となっております。

次に、補正予算の歳入をご説明いたします。

事項別明細書の3ページをお願いいたします。

14款国庫支出金、2項国庫負担金、1目総務費国庫補助金は、住民基本台帳システム改修事業に充てます補助金の追加、また、国庫補助金と道補助金の組替えを行う整理でございます。3目衛生費国庫補助金は、歯科健診事業に対し交付決定されたものでございます。4目土木費国庫補助金は、事業費の確定によるものでございます。

15款道支出金、1項道負担金は、確定見込みによります整理、2項道補助金、1目総務費道補助金は、パスポートのオンライン端末整備に充てる補助金の追加、また、国庫補助金からの組替え整理でございます。3目衛生費道補助金は、確定通知によります補助金の追加、4目農林水産業費道補助金は、エゾシカ有害駆除事業に充てます地域づくり総合交付金であります。

次のページ、4ページをお願いいたします。

3項道委託金、1目総務費道委託金は、交付決定による追加整理でございます。

16款財産収入、2項財産売払収入、2目物品売払収入は、鉄くず売払い額の確定による追加でございます。

17款1項寄附金、2目指定寄附金は、まちづくり整備資金寄附金、子育て支援事業寄附金、教育振興資金寄附金へ寄附を受けたものでございます。3目ふるさと納税寄附金は、企業版ふるさと納税寄附金へ寄附を受けたものでございます。

18款1項1目繰入金、5節のまちづくり基金繰入金であります。ふるさと納税推進費へ充当するものでございます。6節社会福祉振興基金繰入金は、充当事業費の確定による整理でございます。9節教育振興基金繰入金は、体育施設での音響整備事業に充当するものでございます。10節森林環

境振興基金繰入金は、サンタの森の環境振興事業補助金の事業費の増によるものでございます。

5 ページ、2 項特別会計繰入金、港湾管理特別会計繰入金であります。特別会計の補正による財源の整理でございます。

20 款諸収入、5 項 2 目雑入は、農村環境改善センターでの電気使用料の増に伴います負担金の追加、また、過年度分の道負担金額の確定による追加整理でございます。

21 款 1 項町債につきましては、事業費の確定による整理でございます。

以上で、補正予算補足説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

お諮りします。審議の方法は、一般会計から各会計ごとに行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認め、一般会計から各会計ごとに審議を行います。

申し上げます。本案 8 件については、会議規則第 55 条の質疑回数の規定を適用せず審議することといたします。

これより審議に入ります。

初めに、議案第 111 号 令和 5 年度広尾町一般会計補正予算（第 8 号）についてを審議します。

初めに、歳出に対する質疑の発言を許します。

6 番、志村議員。

1、6 番（志村） 事項別明細書 21 ページの 8 款消防費の関係で、公有財産購入費の説明資料 17 ページを見たら会所前 1 丁目 115 番地で、18 ページに広尾町と書いていますけれども、広尾町の町有地ということですのでよろしいのでしょうか。これを見ると広尾町と書いているのです。

1、議長（堀田） 山崎総務課長。

1、総務課長（山崎） 町有地が 116 番地でございます。

（「116 番地、はい」の声あり）

ちょっと字が小さくて大変申し訳ございません。購入するのが、この太枠の 115 番地でございます。

1、議長（堀田） 志村議員。

1、6 番（志村） 116 番地ですね。ここにビニールハウスだとか畑とかと書いているのですけれども、これはどなたかに町有地を貸与しているということなののでしょうか。

1、議長（堀田） 山崎総務課長。

1、総務課長（山崎） こちらのほうの図ではっきりと表示ができておりませんが、畑の117番地1というところで、また別の地番になってございまして、恐らくこの管理は、また所有者が別なのかと思います。ビニールハウスにつきましては番地がちょっとはっきりしませんが、貸与についてはまだ確認はできてございません。

1、議長（堀田） 志村議員。

1、6番（志村） 細かいことで申し訳ないのですけれども、町有地に建っているビニールハウスだとか、そのビニールハウスの前にも何か図面に出てきているのですけれども、広尾町のものではないのですよね、ビニールハウスと出てきているこれについては、そこだけ確認させてください。

1、議長（堀田） 山崎総務課長。

1、総務課長（山崎） こちらの図面に表示されているものにつきましては、本町のものではございません。ただ、現状どうなっているかが今確認できておりませんので、確認させていただいて対応してまいりたいと考えてございます。

1、議長（堀田） 志村議員。

1、6番（志村） そこまで言う気はないのですけれども、貸与しているところに民間が建てたというのであれば、これは貸与しているのですから問題ないと思うのですけれども、町のほうでも把握していないものがあるということについては、やっぱりこれ、ちょっとまずいと思うので、貸与するなら貸与する、その辺できちっとしてほしいなという要望でとどめておきます。

1、議長（堀田） 山崎総務課長。

1、総務課長（山崎） 確認の上で適切に対応してまいりたいと考えてございます。よろしく願いします。

1、議長（堀田） ほかに。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

次に、歳入に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

次に、議案第112号 令和5年度広尾町港湾管理特別会計補正予算（第3号）についてを審議します。

本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

次に、議案第113号 令和5年度広尾町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第4号）についてを審議します。

本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

次に、議案第114号 令和5年度広尾町介護保険特別会計補正予算（第4号）についてを審議します。

本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

次に、議案第115号 令和5年度広尾町介護サービス事業特別会計補正予算（第5号）についてを審議します。

本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

次に、議案第116号 令和5年度広尾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを審議します。

本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

次に、議案第117号 令和5年度広尾町水道事業会計補正予算（第5号）についてを審議します。

本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

次に、議案第118号 令和5年度広尾町下水道事業会計補正予算（第4号）についてを審議します。

本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

これをもって各会計ごとの質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。

お諮りします。議案第111号 令和5年度広尾町一般会計補正予算（第8号）についてから議案第

118号 令和5年度広尾町下水道事業会計補正予算（第4号）についてまでの8件を一括して討論、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第111号から議案第118号までの8件を一括して討論、採決することに決しました。お諮りします。本案8件は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案8件は討論を省略します。

これより議案第111号 令和5年度広尾町一般会計補正予算（第8号）についてから議案第118号 令和5年度広尾町下水道事業会計補正予算（第4号）についてまでの8件を一括採決します。

お諮りします。本案8件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案8件は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第119号

1、議長（堀田） 日程第12、議案第119号 令和5年度広尾町一般会計補正予算（第9号）についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 議案第119号について提案理由を申し上げます。

本案は、令和5年度広尾町一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによるものとするものであります。

第1条は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ7,181万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を77億7,735万6,000円とするものであります。

第2項につきましては、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものとしてあります。

補正の内容であります。

物価高騰対策として、例年実施している低所得者等への福祉灯油の助成に加え、臨時的に100リットル分を上乗せして支給するものであります。及び国の事業であります住民税非課税世帯等への給付金事業であります。

給付金事業につきましては、費用は全額国庫補助金であります。

詳細につきましては、担当課長より補足説明をいたさせます。

以上で、議案第119号についての提案理由の説明とさせていただきます。議決方よろしくお願ひ申

し上げます。

1、議長（堀田） 次に、補足説明をさせます。

宝泉保健福祉課長。

1、保健福祉課長（宝泉） 議案第119号、一般会計補正予算（第9号）、3款民生費、1項社会福祉費、1目の社会福祉総務費について補足説明をいたします。

追加議案資料の1ページをご覧ください。

福祉灯油特別助成事業についてです。

初めに、1のこの事業の目的につきましては、物価高騰の影響が特に大きい低所得の高齢者世帯等に対し、福祉灯油の助成を臨時的に増額することで、生活支援を強化するものです。

2の助成対象につきましては、福祉灯油助成事業の支給対象となる世帯でございます。

3の対象世帯数ですが、170世帯を見込んでおり、内訳は記載のとおりです。

4の助成額につきましては、通常の助成額に灯油100リットル分を増額して助成します。

下の表をご覧ください。一般世帯は100リットル分を増額して、通常分と合わせて200リットル分を助成し、生活保護世帯につきましても、100リットル分を増額し、助成額を160リットル分とします。

次のページ、2ページをご覧ください。

5の助成方法につきましては、記載のとおりでございます。

続きまして、3款民生費、1項社会福祉費、12目の物価高騰緊急支援給付金給付事業費について補足説明をいたします。

追加議案資料の3ページをご覧ください。

物価高騰緊急支援給付金給付事業についてです。

この事業の目的につきましては、物価高騰の負担感が大きい低所得者世帯の負担軽減を図るため、臨時的な措置として給付金を給付するものです。

2の給付対象につきましては、①の基準日におきまして、令和5年度分の住民税均等割が非課税である世帯と②の家計が急変し、①の住民税非課税世帯と同様の事情にあると認められる家計急変世帯が給付の対象です。

3の給付対象世帯数ですが、1,000世帯を見込んでおり、内訳は記載のとおりです。

4の給付額につきましては、1世帯当たり7万円を給付します。

次のページ、4ページをご覧ください。

5の給付方法についてです。

①の住民税非課税世帯につきましては、まずアの先行給付としまして、既に低所得者世帯支援給付金の給付を受けた世帯に給付します。イのその他につきましては、転入、世帯員の変更などの状況を確認の上、給付するもので、いずれもプッシュ型の方法により迅速に給付します。

②の家計急変世帯につきましては、記載のとおり、対象世帯からの申請により給付します。

最後に、6の給付スケジュールについてですが、①の住民税非課税世帯の先行給付につきましては、12月下旬、年内に給付を完了させる予定です。

②の家計急変世帯につきましては、1月下旬から給付を開始する予定です。

なお、この給付事業は、国からの配分による物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の低所得者世帯支援枠を活用し、実施するものでございます。

補足説明は以上です。よろしく願いいたします。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

申し上げます。本案については、会議規則第55条の質疑回数の規定を適用せず審議することといたします。

これより審議に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第119号 令和5年度広尾町一般会計補正予算（第9号）についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

休憩します。

午前10時56分 休憩

午前11時05分 再開

再開します。

◎日程第13 発議第11号

1、議長（堀田） 日程第13、発議第11号 全国一律最低賃金制度の実施と最低賃金の引上げを求める意見書の提出についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

4番、前崎茂議員、登壇願います。

1、4番（前崎） 発議第11号 全国一律最低賃金制度の実施と最低賃金の引上げを求める意見書

の提出について。

上記の意見書を、別紙のとおり会議規則第14条第2項の規定により提出をいたします。

次のページをお開き願います。

地域別最低賃金は「地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払い能力を考慮して定めなければならない」とされている。今年度の最低賃金は、最も高い東京は1,113円に対し、最も低い県は896円で、実に217円もの差が生まれている。しかし、賃金や企業の支払いの能力は、地域による格差よりも、企業規模の職種の差異のほうが大きくなってきている。また、労働者の生計費は、現在、地域間による格差はほとんど存在しないことが指摘されている。なお、労働組合などが全国的に行っている「最低生計費」の試算結果では、全国どこでも時給1,500円以上に引き上げることが必要であるとの指摘もある。

最低賃金の格差が生じることで、地域間の経済格差を固定化させ、地方から都市への人口流出の原因となっており、地域の経済活力を低下させる一因になっている。全国一律最低賃金制度の実施を目指すとともに、最低賃金を引き上げていくことは地域経済の健全な発展のために求められている。

食品や電気料金の値上げが相次ぐ中で、物価高騰によって生活が圧迫されており、最低賃金の引上げは急務である。日本商工会議所・東京商工会議所が令和5年3月28日に発表した「最低賃金及び中小企業の賃金・雇用に関する調査」では、最低賃金を「引き上げるべき」と回答した企業は42.4%で、「引き下げるべき」「現状の金額を維持すべき」を上回り、理由として「物価が上がっており、引上げはやむを得ない」が最多となっている。

同時に、物価高騰によって中小・零細企業の経営も厳しさを増していることから、最低賃金を引き上げるためには、社会保険料の減免・軽減措置や適正価格による公正取引の確立など、中小・零細企業への支援策を強化することも必要である。

よって、政府においては、全国一律最低賃金制度の実施を目指すとともに、全国一律最低賃金制度の導入に当たり影響を受ける中小・零細企業への支援策を講じることを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議決方よろしく願います。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより採決します。

お諮りします。本案は、提出者の提案どおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は提案のとおり可決されました。

◎日程第14 発議第12号

1、議長(堀田) 日程第14、発議第12号 現行の健康保険証の延期等存続を求める意見書の提出についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

11番、旗手恵子議員、登壇願います。

1、11番(旗手) 現行の健康保険証の延期等存続を求める意見書の提出です。

上記の意見書を、別紙のとおり会議規則第14条第2項の規定により提出をします。

政府は、国民の利便性向上等の観点から、来年秋に現行の健康保険証を廃止してマイナンバーカードと健康保険証を一体化するとしている。政府のマイナンバー情報総点検本部の報告では、マイナンバーカードと一体化した保険証に誤って他人の個人情報が登録されていたケースが次々と明らかになっている。医療費や薬など診療情報が他人に閲覧されたケースなど、マイナンバーカードと一体化した保険証に他人の医療情報がひもづけされていることは、命に関わる重大問題であり、決してあってはならないことである。そのほかにも、マイナンバー保険証のトラブルで、本人確認がされずに窓口での10割負担が求められた事例なども報告されている。

医師や歯科医師で構成されている全国保険医団体連合会は、「これ以上の情報流出、プライバシー侵害を防ぐために直ちにマイナ保険証を利用するシステムの運用を停止すべき」との指摘がされている。

政府は、マイナ保険証を取得していない方に発行する「資格確認書」について「1年」としていた有効期間の上限を「5年以内」に延長することや、申請を待たずに保険者が交付することなどの対応策を示している。そうであれば、現行の健康保険証を存続することで混乱を少なくすることができる。

現行の健康保険証が廃止されれば、任意であるマイナンバーカードの取得が事実上義務化されるおそれがあることや、マイナンバーカードを持たない人が保険診療を受けられなくなる懸念もある。

よって、政府においては、現行の健康保険証を来年秋に廃止することをやめ、延期等存続することを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議決方よろしく願います。

1、議長(堀田) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

(「なし」の声あり)

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより採決します。

お諮りします。本案は、提出者の提案どおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は提案のとおり可決されました。

◎日程第15 発委第5号

1、議長(堀田) 日程第15、発委第5号 閉会中の委員会継続調査についてを議題とします。

本件の調査事項は各自お手元に配付しておりますので、委員長の提案説明を省略して事務局長に朗読をさせます。

白石事務局長。

1、議会事務局長(白石) 発委第5号 閉会中の委員会継続調査について。

地方自治法第109条の規定による次の所管事務調査事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第75条の規定により申し出るものであります。

申出者は、総務常任委員会委員長、産業常任委員会委員長、議会運営委員会委員長であります。

記といたしまして、1、調査期間は、令和5年第4回定例会終了後から令和6年第1回定例会まで。

2、調査事件。

総務常任委員会、(1)、第9期広尾町高齢者保健福祉計画・広尾町介護保険事業計画について、(2)、第4期広尾町障害者計画について。

産業常任委員会、(1)、サンタランド事業について。

議会運営委員会、(1)、議会の運営に関する事項について、(2)、議会の基本条例、会議規則等に関する事項について、(3)、議長の諮問に関する事項について。

以上であります。

1、議長(堀田) お諮りします。会議規則第75条の規定により、各常任委員会及び議会運営委員会の活動として、申出のとおり閉会中も継続して調査できるよう提案がありました。

各委員長の申出どおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本件は申出のとおり閉会中の継続調査に付することに決しました。

◎退任の挨拶

1、議長（堀田） ここで、今月16日に任期満了により退任されます大林代表監査委員より、退任の挨拶の申出がありますので、これを許します。

大林代表監査委員、どうぞご登壇ください。

1、代表監査委員（大林） このたび、任期満了にて退任することとなりました。2期8年間、町長、副町長、議員の皆様、そして職員の皆様には、監査に際し、ご指導、ご協力を賜りましたこと、深く感謝申し上げます。

現在、国内外の情勢について非常に厳しい状況にありますが、どうかこの難局を皆さんの英知を結集し、乗り越え、安全で住みよい広尾町、そして子どもたちが夢を抱ける広尾町となるため、皆様に今後とも引き続きご尽力賜りますようお願い申し上げます、簡単ではございますが、退任に当たっての言葉に代えさせていただきます。

8年間ありがとうございました。（拍手）

◎閉会の議決

1、議長（堀田） 以上をもって本定例会に付議された案件は、全て終了しました。

お諮りします。これをもって本定例会を閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することに決しました。

◎閉会の宣告

1、議長（堀田） これにて令和5年第4回広尾町議会定例会を閉会します。